

国民年金学生納付特例制度をご存知ですか？

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。本人の所得が一定以下の方が対象となります。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。

〈所得基準〉 118万円＋{扶養親族等の数×38万円}＋社会保険料控除等

学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校などに在学する方で夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生が対象となります。

申請される方は

申請書は、各学校の学生課にも設置していますが、市区町村窓口や年金事務所、日本年金機構のホームページからも入手できます。

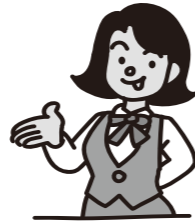
申請には、学生証（有効期間が表記されているもの）の写しまたは在学証明書が必要です。（在学証明書は原本を提出してください。）

提出先は、役場住民課戸籍年金係になります。

申請により承認された場合、承認期間は4月から翌年3月までの1年間です。引き続き学生納付特例制度をご利用する場合でも、毎年度の申請が必要です。

手続きに必要なもの

- ① 年金手帳（お持ちの方） ② 印鑑
- ③ 学生証の写しまたは在学期間が確認できる在学証明書



保険料の納付が猶予されている期間は

- 病気やけがで障害が残ったときも年金を受け取ることができます。
- 年金を受け取るために必要な「期間」に算入されます。

保険料の追納について

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納める（追納）ことができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成29年度も引き続き学生納付特例を希望する方は

学生納付特例制度により、平成28年度に保険料納付を猶予されている方で、平成29年度も引き続き在学予定の方へ、4月上旬までに基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学されている方は、そのハガキに必要な事項を記入し返送いただくことにより、平成29年度の申請ができます。（この場合、学生証の写しまたは在学証明書の添付は不要です。）

なお、平成29年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目） ☎ 0155（25）8113
役場住民課戸籍年金係 ☎（574）2213

豊頃町産業振興事業補助金

平成29年度産業振興事業の応募を受付します。

募集内容は次のとおりですので、新たな取り組みなどを計画されている方は、企画課町づくり推進係にご相談のうえ応募ください。

産業振興事業メニュー

事業名	事業内容	補助対象者	補助金額等
人材育成事業			
事業者および後継者育成・従事者育成	事業に従事する者および後継者・従事者を育成するために行う次の内容に伴う経費への支援および助成 ①新技術、知識および資格の取得 ②資質向上の教育	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 30万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回
起業等支援事業			
新規起業支援	これまでに事業活動を行っていない方が、次に該当する場合に伴う経費への支援および助成 ①新たに事業を開始する場合 ②町外から移転して町内で事業を開始する場合	町内で起業しようとする方で、地域に密着した事業に取り組む方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回
異業種進出支援	すでに事業活動を行っている事業者が、経営基盤強化のため、町内で新たな分野での事業を開始する場合に伴う経費への支援および助成	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。継続事業は3年まで補助。
新製品等開発支援	次の事業内容に伴う経費への支援および助成 ①新製品、新技術若しくは新サービスの開発、製品改良または生産方式等の改善に係る機器または設備の導入 ②基礎研究、試用試験その他の試験		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 150万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。継続事業は3年まで補助。
販路開拓支援	販路開拓に伴う経費への支援および助成 ①展示会等の開催 ②展示会等への参加、出展 ③専門コンサルタントへの委託等		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 50万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。継続事業は3年まで補助。
デザイン開発支援	新製品のデザイン開発または既製品デザインの改善をする場合に伴う経費への支援および助成		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 50万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。継続事業は3年まで補助。
民有林植林奨励事業	町内の山林に植林する経費への助成	町内に住所ならびに土地を有する方	補助金額 1ヘクタールあたり5万円以内
商店街活性化事業			
店舗改修等支援	次に掲げる要件に該当し、町内に在する老朽化した店舗の改修又は移転費用の一部を助成 ①現在の店舗で事業を開始して5年が経過していること ②これまで本補助金を受けていないこと ③商工会に加入し、経営指導員の指導を受けていること ④改修又は移転完了後、5年以上継続して営業すること	市街地において小売業又は飲食店事業を行う者	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長3年まで補助。
特別支援事業			
名品づくり支援事業	町内の地域資源（農水産品、歴史・文化・観光資源等）を活用した新商品の開発や既存商品の改良に要する経費について、その一部を支援および助成する。	町内に事業所を有する中小企業者又は町民団体、町民個人	補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とし、限度額は100万円とする。事業期間は単年度とする。

※この表に該当する事業において、町以外の国、道、その他団体から補助金等の交付を受ける場合については、当該補助対象経費から当該補助金等の交付額を減じた額を補助対象経費とする。

☆上記記載のほか、諸要件がございますので詳細はお問合せください。

問合せ先

役場企画課町づくり推進係 ☎（574）2216